

空地・空家の管理をしましょう

空地や空家は、人の目が届きにくく放火の標的になりやすいです。また、空地・空家には枯草や燃えやすい物が放置されている場合が多く、たばこの投げ捨てなどでも火災につながるケースが考えられます。火災を減らすためにも空地・空家を適正に管理しましょう。



海部東部消防組合火災予防条例（空地及び空家の管理）

- 第 24 条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。